から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第二十九条第三項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4　法第三十一条第三項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（提出書類の通数）

第二十八条　第一条、第十条第二項、第十一条第二項又は第十二条第一項の申請書、第四条第二項の申出書、第八条第一項又は第十条第一項の届出及び申請書並びに同項、同条第三項若しくは第四項、第十五条、第二十一条又は第二十五条の届出書は、正本一通及び副本一通を、第五条第二項、第十八条、第十九条又は第二十四条の報告書は、一通を提出しなければならない。

（提出書類の通数）

第十七条　第一条の申請書は、正本一通及び副本二通を、第四条の二又は第五条第一項の届出及び申請書、第五条第一項、第三項若しくは第四項、第八条又は第十二条の届出書並びに第五条第二項又は第六条第二項の申請書は、正本一通及び副本一通を、第三条の二第三項、第十条第十条の二又は第十四条の報告書は、一通を提出しなければならない。

別記様式第一号から別記様式第十二号までを次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

農薬登録申請書

年　月　日

収入印紙
消印をしないこと

農林水産大臣　殿

住所
氏名［法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名］　印

農薬取締法第3条第2項（第34条第6項において準用する同法第3条第2項）の規定に基づき下記により農薬の登録を申請します。

記

1　農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
2　農薬の種類及び名称
3　農薬の物理的化学的性状
4　農薬の有効成分の種類及び含有濃度
5　農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）
6　農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
7　農薬の使用上の注意事項
8　人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
9　水産動植物に有毒な農薬については、その旨
10　引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
11　農薬の貯蔵上の注意事項
12　農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
13　農薬の製造方法
14　販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
15　農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
16　農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所